

南知多町使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7年12月18日

南知多町長

石黒和彌

南知多町条例第42号

南知多町使用料条例の一部を改正する条例

南知多町使用料条例（平成15年南知多町条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表第4中「入場料を徴収して専用利用する場合」を「入場料金を徴収し、又は営利を目的として専用利用する場合」に改め、「(5) 営利を目的として専用利用する場合は、この表に定める使用料に10を乗じて得た額とする。」を削る。

附 則

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の南知多町使用料条例別表第4の規定は、この条例の施行日（以下「施行日」という。）以後の使用許可に係る使用料から適用し、施行日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。